

【C-NEX】店頭外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新取引説明書	旧取引説明書
<p>店頭外国為替証拠金取引のリスク等重要事項について</p>	<p><カバー取引先（並びはアイウエオ順）> コメルツ銀行 （Commerzbank AG）銀行業：監督当局はドイツ連邦金融監督局 <u>ジェー・アロン・アンド・カンパニー</u> （J. Aron & Company） <u>[ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（The Goldman Sachs Group, Inc.）の子会社]</u> 外国為替業等：ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクは <u>米国連邦準備制度理事会に規制される銀行持株会社</u> JP モルガン・チェース銀行 （JPMorgan Chase Bank, N.A）銀行業：米国通貨監督庁及び米国連邦 <u>準備制度理事会</u> スタンダードチャータード銀行 （Standard Chartered Bank）銀行業：英国金融サービス機構 ドイツ銀行 （Deutsche Bank AG）銀行業：ドイツ連邦金融監督局 バークレイズ銀行 （Barclays Bank PLC）銀行業：英国金融サービス機構 バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ （Bank of America, N.A.）銀行業：米国通貨監督庁及び米国連邦準備 <u>制度理事会</u> 香港上海銀行 （The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited） 銀行業：香港金融管理局 <u>UBS銀行</u> （UBS AG）銀行業：スイス連邦銀行委員会 ロイヤルバンク・オブ・スコットランド・ピーエルシー （The Royal Bank of Scotland plc）銀行業：英国金融サービス機構</p>	<p><カバー取引先（並びはアイウエオ順）> コメルツ銀行 （Commerzbank AG）銀行業：監督当局はドイツ連邦金融監督局 <u>J. Aron & Company（ゴールドマン・サックスグループ）</u> （J. Aron & Company）証券業：イギリス金融庁 JP モルガン・チェース銀行 （JPMorgan Chase Bank, N.A）銀行業：米国通貨監督庁 スタンダードチャータード銀行 （Standard Chartered Bank）銀行業：イギリス金融庁 ドイツ銀行 （Deutsche Bank AG）銀行業：ドイツ連邦金融監督局 バークレイズ銀行 （Barclays Bank PLC）銀行業：イギリス金融庁 バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ （Bank of America, N.A.）銀行業：米国通貨監督庁 香港上海銀行 （The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited） 銀行業：香港金融管理局 <u>ユービーエス・エイ・ジー</u> （UBS AG）銀行業：スイス連邦銀行委員会 ロイヤルバンク・オブ・スコットランド （The Royal Bank of Scotland plc）銀行業：英国金融サービス機構</p>
<p>☆取引の方法</p>	<p>a. 取引の対象は、USD/JPY(米ドル/円)、EUR/JPY(ユーロ/円)、AUD/JPY(豪ドル/円)、GBP/JPY(英ポンド/円)、CAD/JPY(カナダドル/円)、CHF/JPY(スイスフラン/円)、ZAR/JPY(南アフリカランド/円)、EUD/USD(ユーロ/米ドル)、GBP/USD(英ポンド/米ドル)の組み合わせとなります。</p> <p>b. 取引単位は、各通貨組合せに共通で、組合せのうちの外国通貨1,000,000通貨単位以上、0.01通貨単位となります。ただし、決済（反対売買時）における取</p>	<p>a. 取引の対象は、USD/JPY(米ドル/円)、EUR/JPY(ユーロ/円)、AUD/JPY(豪ドル/円)、GBP/JPY(英ポンド/円)、CAD/JPY(カナダドル/円)、CHF/JPY(スイスフラン/円)、ZAR/JPY(南アフリカランド/円)、EUD/USD(ユーロ/米ドル)、GBP/USD(ポンド/米ドル)の組み合わせとなります。</p> <p>b. 取引単位は、各通貨組合せに共通で、組合せのうちの外国通貨1,000,000通貨単位以上、0.01通貨単位となります。ただし、決済（反対売買時）における取</p>

	引単位が1通貨単位以上となる為、1通貨未満のお取引は行わないようお願い致します。 ※1通貨単位未満のポジションが残る場合は、お問合せによる対応となります。 弊社所定の方法にて決済させていただきますので、お客様サービスセンターまでお電話下さい。	引単位が1通貨単位以上となる為、1通貨未満のお取引は行わないようお願い致します。
	j. お客様の取引状況を勘案し、弊社が、本口座によるお取引を制限する事が相当であると判断した場合には、事前にお客様に通知の上、取引の制限等を行なう場合があります。	記載無し
☆証拠金 (2) 証拠金の引出し	お客様は、お客様のご資産のうち、以下の出金可能額を上回らない範囲で引き出すことができます。また、弊社は、お客様からのご依頼を受けた出金については、原則として2営業日後に出金の手続きをさせていただきます。 【資産 (Cash Balance) ≥ 取引余力 (Available To Trade)】 取引余力の金額内で出金可能です。 【資産 (Cash Balance) ≤ 取引余力 (Available To Trade)】 資産の金額内で出金可能です。 ※出金可能金額は、資産・取引余力のいずれか小さい方になります。	お客様は、お客様のご資産のうち、以下の出金可能額を上回らない範囲で引き出すことができます。また、弊社は、お客様からのご依頼を受けた出金については、原則として2営業日後に出金の手続きをさせていただきます。 ・出金可能額 = 有効証拠金額 (資産 ± 確定損益 ± 未確定損益) ※ただし、下記の(a)～(c)の条件をすべて満たす場合に限られます。 (a) 資産 ≥ 出金依頼額 (b) 有効証拠金 - 出金依頼額 > 保有ポジションに係る取引証拠金 (c) 有効証拠金 - 出金依頼額 ≥ 0
☆証拠金 (4) ロスカットの取扱い	値洗い時による使用証拠金率が、保有ポジションに係る取引証拠金に対し100%を達した場合、お客様の損失の拡大を防ぐ為、弊社は、強制的にお客様の保有する全てのポジションを反対売買して決済します。 このとき使用証拠金率は下記の計算式により計算されます。 使用証拠金率 = 取引証拠金額 ÷ 有効証拠金額 × 100	値洗い時による有効証拠金額が、保有ポジションに係る取引証拠金に対し100%を下回った場合、お客様の損失の拡大を防ぐため、弊社は、お客様の計算において建玉を反対売買して決済します。
☆ 決済に伴う金銭の授受(2)	店頭外国為替証拠金取引に伴うお客様と弊社との間の金銭の授受は、以下の計算式により算出した現金を受渡すものとします。 ・対円取引の場合 通貨単位 × 約定価格差 (円) × 取引数量 約定価格差とは、相殺決済対象の約定価格差を指します。 ・対ドル取引の場合 通貨単位 × 約定価格差 (通貨単位) × 取引数量 決済日当日は「米ドル/円の現在レート」にて逐次円評価し、 翌営業日には「コンバージョンレート」にて円換算した金額で確定します。 ※「コンバージョンレート」は画面左上『Reports』の『Account Journal』よりご確認頂けます。	店頭外国為替証拠金取引に伴うお客様と弊社との間の金銭の授受は、以下の計算式により算出した現金を受渡すものとします。 通貨単位 × 約定価格差 (円) × 取引数量 (※) 約定価格差とは、相殺決済対象の約定価格差を指します。 ・クロス取引の通貨の場合 通貨単位 × 約定価格差 (通貨単位) × 取引数量 (※) 決済がなされた時点での対円取引の清算価格で円通貨額を確定します。
店頭外国為替証拠金取引の手続きについて	e. 注文の有効期限 ①GTC: 無期限 ②Timed: 注文の有効時間を秒単位で期間設定が可能 ③Custom: 注文の有効時間を日時で期限設定が可能	e. 注文の有効期限 ①GTC (無期限): 発注と同時に現レートか、それより有利なレートで約定する注文 ②Timed: 有効時間 (秒) の設定が可能

(2) 注文の指示事項		③Custom: <u>日時設定が可能</u>																																																																				
弊社の概要について 10 連絡先	<u>サイバーエージェント FX お客様サービスセンター</u> <u>[C-NEX] TEL: 0120-952-318</u> <u>[月曜～金曜 午前 9:00～午後 5:00 (年末年始及び祝日を除く)]</u> <u>お問合せ URL: http://www.cnex.jp/call</u>	TEL:0120-952-318 (サイバーエージェント FX お客様サービスセンター)																																																																				
弊社の概要について 8 沿革	<table border="1" data-bbox="360 405 1182 1265"> <thead> <tr> <th>年月</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 22 年 4 月</td> <td>店頭外国為替証拠金取引「C-NEX」サービス開始</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年 3 月</td> <td>取引所外国為替証拠金取引「くりっく 365」サービス開始</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年 2 月</td> <td>「くりっく 365」サービス開始に伴い第二種金融商品取引業登録</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年 6 月</td> <td>コールセンター24 時間受付開始</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年 4 月</td> <td>東京都渋谷区道玄坂一丁目 12 番 1 号 渋谷マークシティウエスト 20 階に移転</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年 9 月</td> <td>金融商品取引法施行に伴い第一種金融商品取引業者として登録 (登録番号: 関東財務局長 (金商) 第 271 号)</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年 6 月</td> <td>手数料無料化開始</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年 5 月</td> <td>取引システムリニューアル</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年 10 月</td> <td>株式会社サイバーエージェント FX に社名変更</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年 6 月</td> <td>取引システム導入 自社によるカバー取引開始</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年 4 月</td> <td>東京都渋谷区道玄坂 1-14-6 に移転 金融商品取引業登録 関東財務局長 (金先) 第 148 号 株式情報配信事業を(株)フィナンシャル・プラスに、投資育成事業を(株)サイバーエージェント・インベストメントにそれぞれ営業譲渡を行う</td> </tr> <tr> <td>平成 17 年 12 月</td> <td>資本金 4 億 9 千万円に増資</td> </tr> <tr> <td>平成 17 年 6 月</td> <td>信託保全サービス開始</td> </tr> <tr> <td>平成 16 年 12 月</td> <td>資本金 4 億 2 千万円に増資</td> </tr> <tr> <td>平成 16 年 3 月</td> <td>資本金 1 億 7 千万円に増資</td> </tr> <tr> <td>平成 15 年 11 月</td> <td>店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex」サービス開始</td> </tr> <tr> <td>平成 15 年 9 月</td> <td>株式会社シーエー・キャピタルを資本金 1 億円で設立</td> </tr> </tbody> </table>	年月	内容	平成 22 年 4 月	店頭外国為替証拠金取引「C-NEX」サービス開始	平成 22 年 3 月	取引所外国為替証拠金取引「くりっく 365」サービス開始	平成 22 年 2 月	「くりっく 365」サービス開始に伴い第二種金融商品取引業登録	平成 21 年 6 月	コールセンター24 時間受付開始	平成 20 年 4 月	東京都渋谷区道玄坂一丁目 12 番 1 号 渋谷マークシティウエスト 20 階に移転	平成 19 年 9 月	金融商品取引法施行に伴い第一種金融商品取引業者として登録 (登録番号: 関東財務局長 (金商) 第 271 号)	平成 19 年 6 月	手数料無料化開始	平成 19 年 5 月	取引システムリニューアル	平成 18 年 10 月	株式会社サイバーエージェント FX に社名変更	平成 18 年 6 月	取引システム導入 自社によるカバー取引開始	平成 18 年 4 月	東京都渋谷区道玄坂 1-14-6 に移転 金融商品取引業登録 関東財務局長 (金先) 第 148 号 株式情報配信事業を(株)フィナンシャル・プラスに、投資育成事業を(株)サイバーエージェント・インベストメントにそれぞれ営業譲渡を行う	平成 17 年 12 月	資本金 4 億 9 千万円に増資	平成 17 年 6 月	信託保全サービス開始	平成 16 年 12 月	資本金 4 億 2 千万円に増資	平成 16 年 3 月	資本金 1 億 7 千万円に増資	平成 15 年 11 月	店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex」サービス開始	平成 15 年 9 月	株式会社シーエー・キャピタルを資本金 1 億円で設立	<table border="1" data-bbox="1245 405 2067 1198"> <thead> <tr> <th>年月</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 22 年 2 月</td> <td>「くりっく 365」サービス開始に伴い第二種金融商品取引業登録</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年 6 月</td> <td>コールセンター24 時間受付開始</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年 4 月</td> <td>東京都渋谷区道玄坂一丁目 12 番 1 号 渋谷マークシティウエスト 20 階に移転</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年 9 月</td> <td>金融商品取引法施行に伴い第一種金融商品取引業者として登録 (登録番号: 関東財務局長 (金商) 第 271 号)</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年 6 月</td> <td>手数料無料化開始</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年 5 月</td> <td>取引システムリニューアル</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年 10 月</td> <td>株式会社サイバーエージェント FX に社名変更</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年 6 月</td> <td>取引システム導入 自社によるカバー取引開始</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年 4 月</td> <td>東京都渋谷区道玄坂 1-14-6 に移転 金融商品取引業登録 関東財務局長 (金先) 第 148 号 株式情報配信事業を(株)フィナンシャル・プラスに、投資育成事業を(株)サイバーエージェント・インベストメントにそれぞれ営業譲渡を行う</td> </tr> <tr> <td>平成 17 年 12 月</td> <td>資本金 4 億 9 千万円に増資</td> </tr> <tr> <td>平成 17 年 6 月</td> <td>信託保全サービス開始</td> </tr> <tr> <td>平成 16 年 12 月</td> <td>資本金 4 億 2 千万円に増資</td> </tr> <tr> <td>平成 16 年 3 月</td> <td>資本金 1 億 7 千万円に増資</td> </tr> <tr> <td>平成 15 年 11 月</td> <td>店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex」サービス開始</td> </tr> <tr> <td>平成 15 年 9 月</td> <td>株式会社シーエー・キャピタルを資本金 1 億円で設立</td> </tr> </tbody> </table>	年月	内容	平成 22 年 2 月	「くりっく 365」サービス開始に伴い第二種金融商品取引業登録	平成 21 年 6 月	コールセンター24 時間受付開始	平成 20 年 4 月	東京都渋谷区道玄坂一丁目 12 番 1 号 渋谷マークシティウエスト 20 階に移転	平成 19 年 9 月	金融商品取引法施行に伴い第一種金融商品取引業者として登録 (登録番号: 関東財務局長 (金商) 第 271 号)	平成 19 年 6 月	手数料無料化開始	平成 19 年 5 月	取引システムリニューアル	平成 18 年 10 月	株式会社サイバーエージェント FX に社名変更	平成 18 年 6 月	取引システム導入 自社によるカバー取引開始	平成 18 年 4 月	東京都渋谷区道玄坂 1-14-6 に移転 金融商品取引業登録 関東財務局長 (金先) 第 148 号 株式情報配信事業を(株)フィナンシャル・プラスに、投資育成事業を(株)サイバーエージェント・インベストメントにそれぞれ営業譲渡を行う	平成 17 年 12 月	資本金 4 億 9 千万円に増資	平成 17 年 6 月	信託保全サービス開始	平成 16 年 12 月	資本金 4 億 2 千万円に増資	平成 16 年 3 月	資本金 1 億 7 千万円に増資	平成 15 年 11 月	店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex」サービス開始	平成 15 年 9 月	株式会社シーエー・キャピタルを資本金 1 億円で設立
年月	内容																																																																					
平成 22 年 4 月	店頭外国為替証拠金取引「C-NEX」サービス開始																																																																					
平成 22 年 3 月	取引所外国為替証拠金取引「くりっく 365」サービス開始																																																																					
平成 22 年 2 月	「くりっく 365」サービス開始に伴い第二種金融商品取引業登録																																																																					
平成 21 年 6 月	コールセンター24 時間受付開始																																																																					
平成 20 年 4 月	東京都渋谷区道玄坂一丁目 12 番 1 号 渋谷マークシティウエスト 20 階に移転																																																																					
平成 19 年 9 月	金融商品取引法施行に伴い第一種金融商品取引業者として登録 (登録番号: 関東財務局長 (金商) 第 271 号)																																																																					
平成 19 年 6 月	手数料無料化開始																																																																					
平成 19 年 5 月	取引システムリニューアル																																																																					
平成 18 年 10 月	株式会社サイバーエージェント FX に社名変更																																																																					
平成 18 年 6 月	取引システム導入 自社によるカバー取引開始																																																																					
平成 18 年 4 月	東京都渋谷区道玄坂 1-14-6 に移転 金融商品取引業登録 関東財務局長 (金先) 第 148 号 株式情報配信事業を(株)フィナンシャル・プラスに、投資育成事業を(株)サイバーエージェント・インベストメントにそれぞれ営業譲渡を行う																																																																					
平成 17 年 12 月	資本金 4 億 9 千万円に増資																																																																					
平成 17 年 6 月	信託保全サービス開始																																																																					
平成 16 年 12 月	資本金 4 億 2 千万円に増資																																																																					
平成 16 年 3 月	資本金 1 億 7 千万円に増資																																																																					
平成 15 年 11 月	店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex」サービス開始																																																																					
平成 15 年 9 月	株式会社シーエー・キャピタルを資本金 1 億円で設立																																																																					
年月	内容																																																																					
平成 22 年 2 月	「くりっく 365」サービス開始に伴い第二種金融商品取引業登録																																																																					
平成 21 年 6 月	コールセンター24 時間受付開始																																																																					
平成 20 年 4 月	東京都渋谷区道玄坂一丁目 12 番 1 号 渋谷マークシティウエスト 20 階に移転																																																																					
平成 19 年 9 月	金融商品取引法施行に伴い第一種金融商品取引業者として登録 (登録番号: 関東財務局長 (金商) 第 271 号)																																																																					
平成 19 年 6 月	手数料無料化開始																																																																					
平成 19 年 5 月	取引システムリニューアル																																																																					
平成 18 年 10 月	株式会社サイバーエージェント FX に社名変更																																																																					
平成 18 年 6 月	取引システム導入 自社によるカバー取引開始																																																																					
平成 18 年 4 月	東京都渋谷区道玄坂 1-14-6 に移転 金融商品取引業登録 関東財務局長 (金先) 第 148 号 株式情報配信事業を(株)フィナンシャル・プラスに、投資育成事業を(株)サイバーエージェント・インベストメントにそれぞれ営業譲渡を行う																																																																					
平成 17 年 12 月	資本金 4 億 9 千万円に増資																																																																					
平成 17 年 6 月	信託保全サービス開始																																																																					
平成 16 年 12 月	資本金 4 億 2 千万円に増資																																																																					
平成 16 年 3 月	資本金 1 億 7 千万円に増資																																																																					
平成 15 年 11 月	店頭外国為替証拠金取引「外貨 ex」サービス開始																																																																					
平成 15 年 9 月	株式会社シーエー・キャピタルを資本金 1 億円で設立																																																																					
外国為替証拠金取引に関する主要な用語	<ul style="list-style-type: none"> 確定損益 (かくていそんえき) <u>相殺決済において確定した差損益をいいます。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 確定損益 (かくていそんえき) <u>相殺決済において確定した差損益をいい、算出方法は以下の計算式によります。</u> <u>確定損益 = 通貨単位 × 約定価格差 (円) × 取引数量</u> <u>※約定価格差とは、相殺決済対象の約定価格差を指します。</u> 																																																																				

	<ul style="list-style-type: none"> ・資産（しさん） <u>お預りしている資産の合計です。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・資産（しさん） <u>お預りしている資産の合計で、外貨については円換算し、合計したものをいいます。</u>
	<p style="text-align: center;">削除</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・追加証拠金（つかしょうこきん） 証拠金残高が相場の変動により自己の建玉を維持するのに必要な金額を下回った場合に追加して差し入れなければならない証拠金をいいます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・有効証拠金（ゆうこうしょうこきん） お客様が預託した証拠金から評価損益を差し引いた金額のことです。 	<ul style="list-style-type: none"> ・有効証拠金（ゆうこうしょうこきん） お客様が預託した証拠金から評価損益を差し引いた金額のことで、以下に定める計算式で算出されます。 ・有効証拠金＝資産±確定損益±未確定損益
<p>サイバーエージェントFX「C-NEX」取引概要</p>	<p><u>弊社の提供する店頭外国為替証拠金取引「C-NEX」の取引概要です。</u> <u>「約款」「店頭外国為替証拠金取引説明書」及び、以下の内容をよくお読み頂き、十分ご理解のうえご利用下さい。</u></p> <p>一覧は店頭外国為替証拠金取引説明書（C-NEX）よりご確認下さい。</p>	<p style="text-align: center;">記載なし</p>